

平成十三年法律第三十七号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の
制限及び発信者情報の開示に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 損害賠償責任の制限(第三条・第四
条)

第三章 発信者情報の開示請求等(第五条―第
七条)

第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判
手続(第八条―第十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の
流通によって権利の侵害があった場合につい
て、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の
制限及び発信者情報の開示を請求する権利につ
いて定めるとともに、発信者情報開示命令事件
に関する裁判手続に関し必要な事項を定めるも
のとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 特定電気通信 不特定の者によって受信さ
れることを目的とする電気通信(電気通信事
業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条
第一号に規定する電気通信をいう。以下この
号及び第五条第三項において同じ。)の送信
(公衆によって直接受信されることを目的と
する電気通信の送信を除く。)をいう。

二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供
される電気通信設備(電気通信事業法第二条
第二号に規定する電気通信設備をいう。第五
条第二項において同じ。)をいう。

三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信役
務(特定電気通信設備を用いて提供する電気
通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規
定する電気通信役務をいう。第五条第二項に
おいて同じ。))をいう。同条第三項において
同じ。)を提供する者をいう。

四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる
特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体
に記録された情報が不特定の者に送信される
ものに限り)に情報を記録し、又は当該特
定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に
入力された情報が不特定の者に送信されるも
のに限る。)に情報を入力した者をいう。

五 侵害情報 特定電気通信による情報の流通
によって自己の権利を侵害されたとする者が
当該権利を侵害したとする情報をいう。
六 発信者情報 氏名、住所その他の侵害情報
の発信者の特定に資する情報であつて総務省
令で定めるものをいう。

七 開示関係役務提供者 第五条第一項に規定
する特定電気通信役務提供者及び同条第二項
に規定する関連電気通信役務提供者をいう。
八 発信者情報開示命令 第八条の規定による
命令をいう。

九 発信者情報開示命令事件 発信者情報開示
命令の申立てに係る事件をいう。

第二章 損害賠償責任の制限

(損害賠償責任の制限)
第三条 特定電気通信による情報の流通により他
人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通
信の用に供される特定電気通信設備を用いる特
定電気通信役務提供者(以下この項において
「関係役務提供者」という。)は、これによつて
生じた損害については、権利を侵害した情報の
不特定の者に対する送信を防止する措置を講ず
ることが技術的に可能な場合であつて、次の各
号のいずれかに該当するときになければ、賠償
の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供
者が当該権利を侵害した情報の発信者である場
合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信に
よる情報の流通によつて他人の権利が侵害さ
れていることを知っていたとき。
二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信
による情報の流通を知っていた場合であつ
て、当該特定電気通信による情報の流通によ
つて他人の権利が侵害されていることを知る
ことができたときと認めるに足りる相当の理由が
あるとき。

特定電気通信役務提供者は、特定電気通信に
よる情報の送信を防止する措置を講じた場合に
おいて、当該措置により送信を防止された情報
の発信者に生じた損害については、当該措置が
当該情報の不特定の者に対する送信を防止する
ために必要限度において行われたものである
場合であつて、次の各号のいずれかに該当する
ときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電
気通信による情報の流通によつて他人の権利
が不当に侵害されてきていると信じるに足りる相
当の理由があつたとき。

二 特定電気通信による情報の流通によつて自
己の権利を侵害されたとする者から、侵害情
報、侵害されたとする権利及び権利が侵害さ
れたとする理由(以下この号において「侵害
情報等」という。)を示して当該特定電気通
信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止す
る措置(以下この号において「送信防止措
置」という。)を講ずるよう申出があつた場
合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該
侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示
して当該送信防止措置を講ずることに同意す
るかどうかを照会した場合において、当該発
信者が当該照会を受けた日から七日を経過し
ても当該発信者から当該送信防止措置を講ず
ることに同意しない旨の申出がなかつたと
き。

(公職の候補者等に係る特例)
第四条 前条第二項の場合のほか、特定電気通信
役務提供者は、特定電気通信による情報(選挙
運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報
に限る。以下この条において同じ。)の送信を
防止する措置を講じた場合において、当該措置
により送信を防止された情報の発信者に生じた
損害については、当該措置が当該情報の不特定
の者に対する送信を防止するために必要限度
において行われたものである場合であつて、次
の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責
めに任じない。

一 特定電気通信による情報であつて、選挙運
動のために使用し、又は当選を得させないた
めの活動に使用する文書図画(以下この条に
おいて「特定文書図画」という。)に係るも
のの流通によつて自己の名譽を侵害されたと
する公職の候補者等(公職の候補者又は候補
者届出政党(公職選挙法(昭和二十五年法律
第百号)第八十六条第一項又は第八項の規定
による届出をした政党その他の政治団体をい
う。若しくは衆議院名簿届出政党等(同法
第八十六条の二第一項の規定による届出をし
た政党その他の政治団体をいう。))若しくは
参議院名簿届出政党等(同法第八十六条の三
第一項の規定による届出をした政党その他の
政治団体をいう。))をいう。次号において同
じ。)から、当該名譽を侵害したとする情報
(以下この条において「名譽侵害情報」とい
う。)、名譽が侵害された旨、名譽が侵害され
たとする理由及び当該名譽侵害情報が特定文

書図画に係るものである旨(以下この条にお
いて「名譽侵害情報等」という。)を示して
当該特定電気通信役務提供者に対し名譽侵害
情報の送信を防止する措置(以下この条にお
いて「名譽侵害情報送信防止措置」という。
を講ずるよう申出があつた場合に、当該特定
電気通信役務提供者が、当該名譽侵害情報の
発信者に対し当該名譽侵害情報等を示して当
該名譽侵害情報送信防止措置を講ずることに
同意するかどうかを照会した場合において、
当該発信者が当該照会を受けた日から二日を
経過しても当該発信者から当該名譽侵害情報
送信防止措置を講ずることに同意しない旨の
申出がなかつたとき。

二 特定電気通信による情報であつて、特定文
書図画に係るものの流通によつて自己の名譽
を侵害されたとする公職の候補者等から、名
譽侵害情報等及び名譽侵害情報の発信者の電
子メールアドレス等(公職選挙法第四百十二
条の三第三項に規定する電子メールアドレス
等をいう。以下この号において同じ。)が同
項又は同法第四百二十二条の五第一項の規定に
違反して表示されていない旨を示して当該特
定電気通信役務提供者に対し名譽侵害情報送
信防止措置を講ずるよう申出があつた場合で
あつて、当該情報の発信者の電子メールアド
レス等が当該情報に係る特定電気通信の受信
をする者が使用する通信端末機器(入出力装
置を含む。)の映像面に正しく表示されてい
ないとき。

第三章 発信者情報の開示請求等
(発信者情報の開示請求)
第五条 特定電気通信による情報の流通によつて
自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定
電気通信の用に供される特定電気通信設備を用
いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定
電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害
に係る発信者情報のうち、特定発信者情報(発
信者情報であつて専ら侵害関連通信に係るもの
として総務省令で定めるものをいう。以下この
項及び第十五条第二項において同じ。))以外の
発信者情報については第一号及び第二号のいづ
れにも該当するときは、特定発信者情報につ
いては次の各号のいずれにも該当するときは、そ
れぞれその開示を請求することができる。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電
気通信による情報の流通によつて他人の権利
が不当に侵害されてきていると信じるに足りる相
当の理由があつたとき。

二 特定電気通信による情報の流通によつて自
己の権利を侵害されたとする者から、侵害情
報、侵害されたとする権利及び権利が侵害さ
れたとする理由(以下この号において「侵害
情報等」という。)を示して当該特定電気通
信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止す
る措置(以下この号において「送信防止措
置」という。)を講ずるよう申出があつた場
合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該
侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示
して当該送信防止措置を講ずることに同意す
るかどうかを照会した場合において、当該発
信者が当該照会を受けた日から七日を経過し
ても当該発信者から当該送信防止措置を講ず
ることに同意しない旨の申出がなかつたと
き。

- 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。
 - イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。
 - ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であつて総務省令で定めるもののみであると認めるとき。
 - (1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所
 - (2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報
 - ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報(特定発信者情報を除く。)によつては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。
- 2 特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者(当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。)に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。
 - 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によつて当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 3 前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特

- 定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために付した当該特定電気通信役務に係る識別符号(特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。)その他の符号の電気通信による送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。
- (開示関係役務提供者の義務等)
- 第六条 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見(当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。)を聴かなければならない。
- 2 開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取(当該発信者情報開示命令に係るものに限る。)において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 開示関係役務提供者は、第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けたときは、当該発信者情報を、その保有する発信者情報(当該提供に係る侵害情報に係るものに限る。)を特定する目的以外に使用してはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。(発信者情報の開示を受けた者の義務)
- 第七条 第五條第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係

- る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
- 第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続
- (発信者情報開示命令)
- 第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五條第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。
- (日本の裁判所の管轄権)
- 第九条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。
 - 一 人を相手方とする場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。
 - イ 相手方の住所又は居所が日本国内にあるとき。
 - ロ 相手方の住所及び居所が日本国内にない場合又はその住所及び居所が知れない場合において、当該相手方が申立て前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)
 - ハ 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とするとき。
 - 二 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。
 - イ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。
 - ロ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にない場合において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するとき。

- (1) 当該相手方の事務所又は営業所が日本国内にある場合において、申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるとき。
- (2) 当該相手方の事務所若しくは営業所が日本国内にない場合又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合において、代表者その他の主たる業務担当者(住所が日本国内にあるとき)の住所が日本国内にあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に発信者情報開示命令の申立てをすることができるかについて定めることができる。
- 3 前項の合意は、書面でしなければ、その効力を生じない。
- 4 第二項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。
- 5 外国の裁判所のみ発信者情報開示命令の申立てをすることができる旨の第二項の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができなるときは、これを援用することができない。
- 6 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて前各項の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所のみ申立てをすることができる旨の第二項の合意に基づき申立てがされた場合を除く。)においても、事案の性質、手続の進行による相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、当該申立ての全部又は一部を却下することができる。
- 7 日本の裁判所の管轄権は、発信者情報開示命令の申立てがあつた時を標準として定める。(管轄)
- 第十条 発信者情報開示命令の申立ては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
 - 一 人を相手方とする場合 相手方の住所の所在地(相手方の住所が日本国内にないとき又はその住所が知れないときはその居所の所在地とし、その居所が日本国内にないとき又は

その居所が知れないときはその最後の住所の所在地とする。）

二 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とする場合において、この項（前号に係る部分に限る。）の規定により管轄が定められないとき 最高裁判所規則で定める地

三 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合 次のイ又はロに掲げる事務所又は営業所の所在地（当該事務所又は営業所が日本国内にないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所の所在地とする）

イ 相手方の主たる事務所又は営業所
ロ 申立てが相手方の事務所又は営業所（イに掲げるものを除く。）における業務に関するものであるときは、当該事務所又は営業所

2 前条の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる発信者情報開示命令の申立てについて、前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定められないときは、当該申立ては、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 発信者情報開示命令の申立てについて、前二項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、当該申立てをすることができる。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）
二 東京地方裁判所
三 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）
四 大阪地方裁判所

4 前三項の規定にかかわらず、発信者情報開示命令の申立ては、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する。この場合において、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

5 前各項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利を侵害されたとする者による当該権利の侵害についての発信者情報開示命令の申立てについて、当該各項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、当該申立ては、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所
二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所
三 東京地方裁判所
四 大阪地方裁判所

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所
二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所
三 東京地方裁判所
四 大阪地方裁判所

6 前項第二号に定める裁判所がした発信者情報開示命令事件（同項に規定する権利の侵害に係るものに限る。）についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

7 前各項の規定にかかわらず、第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

一 当該他の開示関係役務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令事件
二 当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件

11 発信者情報開示命令の申立書の写しの送付等
第十一條 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であるとき又は当該申立てに理由がないことが明らかなきときを除き、当該発信者情報開示命令の申立書の写しを相手方に送付しなければならない。

12 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十三条第四項から第六項までの規定は、発信者情報開示命令の申立書の写しを送付することができる場合（当該申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

13 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、この限りでない。

14 発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等
第十二條 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、発信者情報開示命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は発信者情報開示命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

15 発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え
第十四條 発信者情報開示命令の申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く。）に不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

16 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。

2 前項の規定は、発信者情報開示命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した場合を含む。）については、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 前二項の規定による発信者情報開示命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

13 発信者情報開示命令の取下げ
第十三條 発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

1 当該申立てについての決定
2 当該申立てに係る発信者情報開示命令事件を本案とする第十五条第一項の規定による命令

2 発信者情報開示命令の取下げがあつた場合において、前項ただし書の規定により当該申立ての取下げについて相手方の同意を要するときは、裁判所は、相手方に対し、当該申立ての取下げがあつたことを通知しなければならない。ただし、当該申立ての取下げが発信者情報開示命令事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、当該通知に係る申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、当該申立ての取下げがあつた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

14 発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え
第十四條 発信者情報開示命令の申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く。）に不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

15 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。

16 第一項に規定する訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときを除き、同項に規定する決定を認可し、変更し、又は取り消す。

17 第一項に規定する決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

5 第一項に規定する訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定は、確定判決と同一の効力を有する。

6 裁判所が第一項に規定する決定をした場合における非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とする。

15 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者（以下この項において「申立人」という。）の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項（イに掲げる場合に該当すると認めるときは、イに定める事項）を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）により提供すること。

イ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者（当該侵害情報の発信者である）と認めるものを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合
当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者（当該侵害情報の発信者である）と認めるものを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合
当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者（当該侵害情報の発信者である）と認めるものを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合
当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者（当該侵害情報の発信者である）と認めるものを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合
当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者（当該侵害情報の発信者である）と認めるものを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合
当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者（当該侵害情報の発信者である）と認めるものを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合
当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合、その旨

二 この項の規定による命令（以下この条において「提供命令」といい、前号に係る部分に限る。）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。

2 前項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該特定発信者情報の開示に係る第五条第一項請求について第五条第一項第項に規定する特定三号に該当すると認められる発信者情報	発信者情報
当該特定発信者情報の開示に係る第五条第一項請求について第五条第一項第項に規定する特定三号に該当すると認められない発信者情報以外の場合	発信者情報

3 次の各号のいずれかに該当するときは、提供命令（提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。）は、その効力を失う。

一 当該提供命令の本案である発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての前条第一項に規定する決定に対して同

項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了したとき。

二 当該提供命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該提供を受けた日から二月以内に、当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかつたとき。

4 提供命令の申立ては、当該提供命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができ。

5 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができ（消去禁止命令）

第十六条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての第十四条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。）を消去してはならない旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令（以下この条において「消去禁止命令」という。）の申立ては、当該消去禁止命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

3 消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に対し、即時抗告をすることができ。

（非訟事件手続法の適用除外）

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二條第一項ただし書、第二十七條及び第四十條の規定は、適用しない。

第十八條 この法律に定めるもののほか、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年四月二六日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第四十二條の四第二項、第四項及び第五項（第二項及び第五項にあっては、通知に係る部分に限る。）、第五十二條、第二百二十九條並びに第二百七十一條の六の規定を除く。）及び附則第六條の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（令和三年四月二八日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（発信者の意見の聴取に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の前日にしたこの法律による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四條第二項の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（次条において「新法」という。）第六條第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとする。

附則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十條中商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第五十二條第二項の改正規定及び附則第二百五條の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四條中民事訴訟費用等に関する法律第二十八條の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イの改正規定（取消しの申立て）の下に「秘匿決定を請求する申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができるときを秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求めるとして、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をする」との許可を求める申立てを加える部分に限る。）、第五條中人事訴訟法第三十五條の改正規定、第六條の規定並びに第九條中民事執行法第五十六條の改正規定、同法第五十七條第四項の改正規定、同法第六十一條第一項の改正規定、同法第六十一條の次に一條を加える改正規定、同法第六十五條第一號の改正規定、同法第六十六條第一項第一號の改正規定、同法第六十七條の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五條及び第四十八條の規定、附則第七十一條中民事保全法（平成元年法律第九十一號）第五十條第五項の改正規定、附則第七十三條の規定、附則第八十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六號）第三十條第四項の改正規定及び同法第三十六條第五項の改正規定並びに附則第八十六條、第九十一條、第九十八條、第一百十二條、第一百五條及び第一百七條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第二百二十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。